

実績評価書

(厚生労働省29(Ⅲ-3-1))

施策目標名	被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付を行うこと(施策目標Ⅲ-3-1) 基本目標Ⅲ:「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上を図ること 政策大目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること							
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第1条(目的)により、労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うこととされている。 労災保険給付の新規受給者数については、依然として60万人を超えており、被災労働者等に対して、迅速かつ公正な保護を図ることとしている労災保険制度の目的を達成するためには、迅速な事務処理の徹底が重要となっている。特に過労死等事案については、国民の関心も高く、労災請求件数は2,100件以上に上るなど、多くの複雑困難事案の処理を求められている。							
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	805,864,043	803,398,972	800,689,216	799,525,253	803,259,338	805,543,251
		補正予算(b)	0	0	0	0	0	
		繰越し等(c)	-356,508	356,508	-16,113	-516,970	533,083	
		合計(a+b+c)	805,507,535	803,755,480	800,673,103	799,008,283	803,792,421	805,543,251
	執行額(千円、d)	779,346,597	769,594,257	765,756,058	769,393,319			
執行率(%、d/(a+b+c))	96.8%	95.7%	95.6%	96.3%				
関連税制								
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説、 政府決定、関連計画等の うち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数(アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		労災保険給付については、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、目標処理日数を前年度以下とすることとした。 なお、労災保険給付に係る標準処理期間は最短で1か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。 (参考)平成28年:17日									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	33年度			
		17	-	-	-	17	17	前年度以下		○	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	前年度以下					
	指標2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数(アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
		労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案(精神障害事案)について、被災労働者等に対して迅速に労災保険給付を行う必要があることから、平成33年度の目標処理日数を平成28年度実績(216日)より少ない日数(215日)とすることとした。 なお、精神障害事案に係る標準処理期間は8か月と定めているところ、目標値はこれよりも短い期間を設定しているものである。									
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		28年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	33年度			
216		223	224	217	216	216	215	○	△		
年度ごとの目標値	230	230	230	230	215						

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展あり】	
	総合判定	(判定結果) A【目標達成】	
		(判定理由)	指標1(労災保険給付全体)については平成29年度目標値を達成している。また、指標2(精神障害事案)については、平成29年度の目標値を達成できなかったものの、精神障害事案の請求件数が増加している中、目標値と同水準の達成率(99.5%)となっていることから、全体として目標を達成しているものと判定した。
		(現状分析)	労災保険給付全体の請求件数が横ばいで推移する中、労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案である精神障害事案の請求件数については過去最多となっており、より一層、迅速かつ適正な事務処理のために必要な支援体制の整備等が課題となっている。
施策の分析	(有効性の評価)	複雑困難な請求事案の増加に対応するため、迅速かつ齊一的な労災認定の観点から平成23年12月に精神障害の認定基準を定めたほか、精神障害事案の請求から決定までの所要日数が長期化している労働局に対して迅速な決定に向けた調査体制の見直し等の支援・指導を行ったことにより一定の実績を上げており、本施策は有効に機能していると評価できる。	
	(効率性の評価)	平成29年度における労災補償業務を行う職員の人件費について、平成28年度から約9億円(110人)削減している中で指標1、指標2ともに前年度と同水準の実績を上げていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。	

	次期目標等への反映の方向性	<p>(施策及び測定指標の見直しについて) 引き続き調査体制の整備及び複雑困難な個別事案に係る労働局への支援・指導を実施することにより、より迅速かつ適正な事務処理を着実に実行するよう努めることとする。</p> <p>(予算要求について) 労災保険給付業務の効率化を図るためのシステム改修の実施や、労災保険給付等業務を補助する非常勤職員を適切に配置することとする。</p> <p>(税制改正要望について) -</p> <p>(機構・定員について) 労災保険給付業務の状況を踏まえ、労災認定調査官等について増員要求を行うこととする。</p>
--	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(平成30年7月30日開催)で議論いただいたところ、測定指標1及び測定指標2について、標準処理期間と目標値の関係性についてのご質問があったため、「指標の選定理由及び目標値の設定根拠」欄に目標値が標準処理期間よりも短く設定している旨を追記した。また、複雑困難事案の増加に対して人員体制が必ずしも十分ではないのではないかという指摘も踏まえ、測定指標2の目標値を見直した。
-----------------	--

参考・関連資料等	<p>関連法令 労災保険法第1条(右記検索サイトから検索できます) URL http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/</p> <p>労災保険給付の概要(パンフレット) URL https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-12.html</p> <p>平成29年度「過労死等の労災補償状況」 URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00039.html</p>
----------	---

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	補償課長 荻原 俊輔	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	-------	--------	------------	----------	---------